

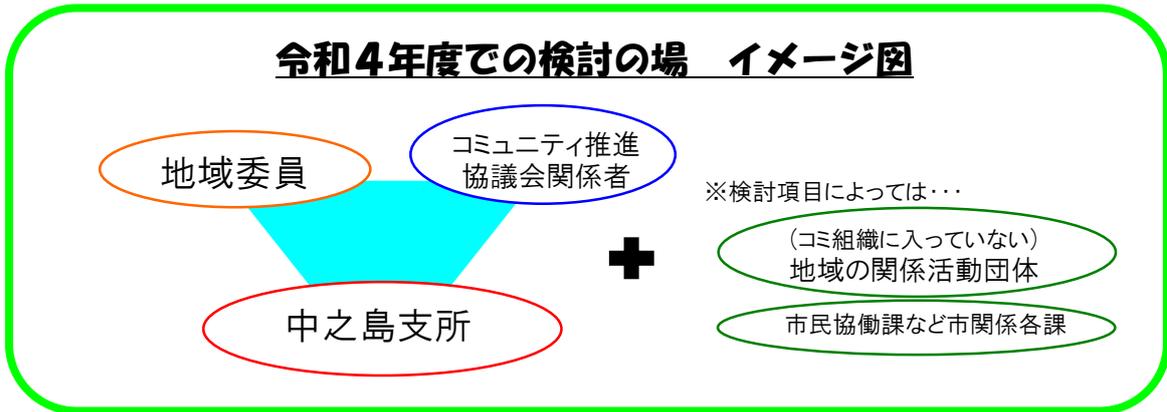
## 中之島地域における新たなまちづくり体制の検討方法について(案)

### 1 地域委員会廃止後、令和5年度以降のまちづくり体制の基本的な考え方

- (1)コミュニティ推進協議会と支所で地域課題の解決や地域活性化に取り組む。
- (2)地域委員会事務は、そのまま、コミュニティ推進協議会へ移行しない。

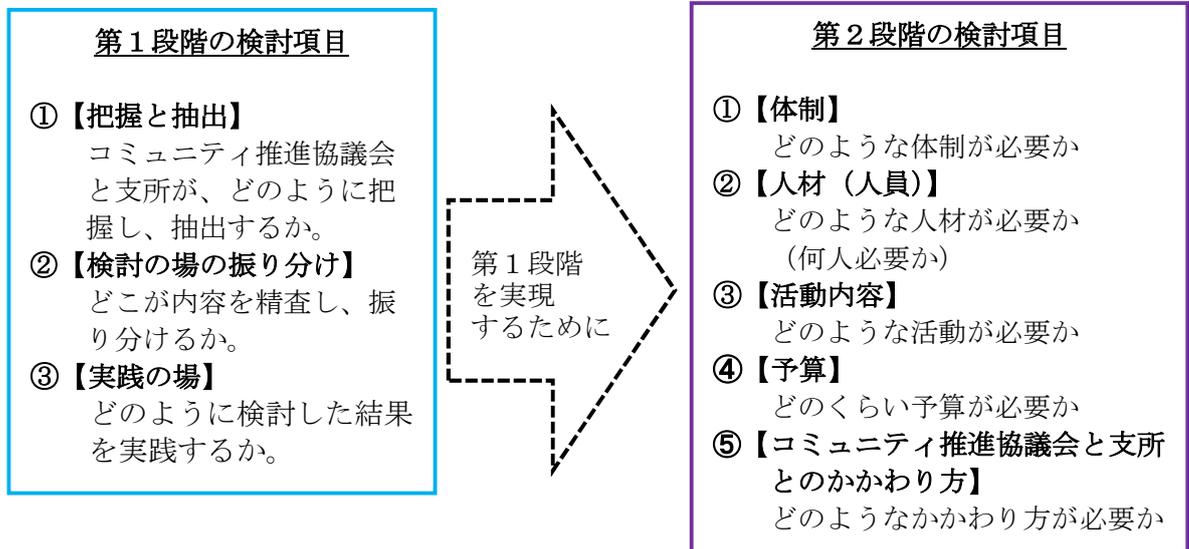
### 2 令和4年度での検討の場

地域委員会（分科会含む）やコミュニティ推進協議会（役員会等含む）において、地域委員、コミュニティ推進協議会関係者、市民協働課など市関係各課と検討。



### 3 検討項目

住民からの意見や、まちづくりなど地域課題について、コミュニティ推進協議会で解決に取り組むにあたっての検討項目は次のとおり。



### 4 今後の日程

地域委員会（分科会含む）において、コミュニティ推進協議会関係者と意見交換を行い、令和4年8月を目途に上記検討項目を決定する。

参考：地域委員会事務（長岡市地域委員会条例 平成17年3月22日 条例第23号 抜粋）

- (1)市長が、次に掲げる事項で重要と認めるものについて、委員会に諮問するものとし、委員会は、これに応じ、審議し、意見を答申するものとする。
  - ・担当区域に係る地域振興に関する事項
  - ・担当区域に係る本市の施策に関する事項
  - ・市長が必要と認める事項
- (2)委員会は、担当区域に係る地域のまちづくりに関する事項について、調査をし、市長に提案することができる。